

平成25年度 食材王国みやぎ 「売れる商品づくり」支援事業の募集

1 事業の趣旨

この事業は、県内食産業の振興を図るため、県内の中小企業者及び組合等（以下「中小企業者等」といいます。）が行う、地域食材を活用したマーケットイン型の売れる商品づくり（新商品の開発又は既存商品の改良、及びそれに伴うマーケティング事業）の事業に要する経費について、その一部を補助します。

2 対象事業者

県内に事業所を有する事業者のうち、以下に該当する事業者を対象とします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合
- (3) 商工組合又は協業組合
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 農事組合法人
- (6) (1)～(5)までのほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として適当と認められる事業者

3 事業要件

次の(1)から(4)までのすべてに該当する事業であること。

- (1) 次の①から③までのいずれかに該当する事業であること。
 - ①マーケティングと一体で行う商品開発（既存商品の改良も含む。）
 - ②すでに実施したマーケティング成果に基づく商品開発（既存商品の改良も含む。）
 - ③商品開発（既存商品の改良も含む。）コンセプトづくりのためのマーケティング活動
- (2) 地域食材を活用した食品の商品開発・マーケティング事業であること。なお、既存商品の改良にあたっては、パッケージのみの改良は対象としない。
- (3) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- (4) 当事業で開発・改良される商品は県内で製造されること。

※地域食材とは

県内で産出された食材とします。この食材とは、農林水産物のほか、県内産農林水産物を原材料とした加工品を含むものとします。

なお、開発する商品への活用度は主たるものとし、地域食材を活用することで商品価値を向上させる効果を生むと判断されるものとします。

4 補助対象経費の内容、補助率等

(1) 補助対象経費の内容

- ①外部専門家等からの指導に要する経費
- ②調査研究・マーケティング調査に要する経費
- ③材料購入及び外部加工に要する経費
- ④機械・装置等のリース料
- ⑤包装デザイン等の開発・改良に要する経費
- ⑥専門コンサルタント等への委託費
- ⑦その他商品開発・マーケティング事業として知事が適当と認める経費

(2) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

(3) 補助限度額

- ①補助金上限額 1,500千円（事業費：3,000千円超）
- ②補助金下限額 概ね500千円（事業費：概ね1,000千円）

(4) 事業実施期間

交付決定日（6月中旬予定）から平成26年2月末日まで

5 募集期間

平成25年4月26日（金）～5月23日（木）（必着）

6 申込方法

本事業の申込みは、下記ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入した上で事業所の所在地を所管する県地方振興事務所または地域事務所（窓口：地方振興部）に書類を提出してください。（郵送可）

◎提出書類は、補助事業計画書（補助金交付要綱 別記様式第1号一別紙1～4）となります。

◎補助事業計画書の様式等は、下記ホームページからダウンロードして御利用ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/food-subsidy.html>

7 事業の採択

募集期間終了後、事業採択に当たり、審査会を6月中旬に開催します。審査会では、事業申込者から事業計画案を御説明いただきます。

なお、審査会の結果によっては御要望に添えない場合もありますので、あらかじめ御承知願います。

《お問合せ先》 ※お早めに御相談ください。

宮城県 農林水産部 食産業振興課（担当：食ビジネス支援班 佐藤（郁）， 榊原）

電話：022-211-2812

FAX：022-211-2819

メール：s-business@pref.miyagi.jp

HP：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/>

